第４号様式（第１１条関係）

伊奈町見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

発第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

伊奈町長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

教示

１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成２６年法律第６８号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和３７年法律第１３９号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。